

# 令和5年度 我孫子市水道局水質検査計画

令和5年3月

我孫子市水道局

## 目 次

1	水質検査の基本方針.....	1
2	水道事業概要.....	2
3	施設概要.....	2
4	水質状況及び水質管理上の問題点 .....	3
5	検査地点.....	4
6	検査項目及び検査頻度並びにその理由 .....	4
7	臨時の水質検査.....	6
8	水質検査の自己/委託の区分ならびに水質検査方法 .....	6
9	公表及び検査計画の見直し.....	6
10	水質検査結果の精度と信頼性の確保 .....	6
11	関係機関との連携.....	7
12	連続自動水質監視装置による24時間水質監視 .....	7
13	放射性物質に関する検査.....	7

## 図 表 類

図1	水質検査ポイント及び連続自動水質監視装置位置図.....	9
令和5年度	浄水水質検査項目及び検査頻度.....	10
表1-1	水質基準項目	
表1-2	1日1回以上行う水質検査	
表1-3	水質管理目標設定項目	
令和5年度	原水水質検査項目及び検査頻度.....	12
表2-1	水質基準項目	
表2-2	農薬類	
表2-3	自主検査項目	
表3	令和5年度 月別検査項目一覧.....	13

## はじめに

水質検査計画とは水質検査の適正化や透明性を確保するために、採水の場所や検査回数などを明記した計画のことで、水道法施行規則第 15 条第 6 項により毎事業年度の開始前に策定し、公表することが義務づけられています。

我孫子市では毎年、水質検査計画を策定し、この計画に沿って水質検査を行い、結果を公表しています。

## 1 水質検査の基本方針

- 水質検査は、浄水場の系統を代表する給水栓、湖北台浄水場出口及び湖北台浄水場着水井において実施します。
- 検査項目は、法令により検査が義務付けられている水質基準項目（※1）、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び本市が独自に行う項目とします。
- 検査頻度は、水道法（※2）に基づいて設定されるものに加え、本市独自に頻度を設定し、検査を実施します。

※1 水質基準項目とは、水道法第 4 条第 2 項の規定に基づき「水質基準に関する省令」で定められ、51 項目の基準項目を指します。

※2 検査頻度は、水道法施行規則第 15 条により定められています。

## 2 水道事業概要

(令和3年度末)

給水区域	我孫子市内全域及び茨城県取手市 取手及び小堀地区
計画給水人口	137,000人
給水人口	123,168人
給水戸数	57,793戸
普及率	93.7%
給水量	13,006,449 m <sup>3</sup>
1日最大給水量(12月31日)	40,178 m <sup>3</sup>
計画1日最大給水量	56,000 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	35,634 m <sup>3</sup>
有収水量	12,270,434 m <sup>3</sup>
有収率	94.0%

## 3 施設概要

施設名称	久寺家浄水場	妻子原浄水場	湖北台浄水場
給水開始	昭和52年	昭和55年	昭和43年
水源	利根川水系江戸川		地下水
浄水処理方法	北千葉広域水道企業団より 浄水受水(高度浄水処理)		高度浄水処理 (O <sub>3</sub> ・粒状活性炭)
給水能力	16,100 m <sup>3</sup> /日	20,500 m <sup>3</sup> /日	19,600 m <sup>3</sup> /日
主な給水区域概要	つくし野・並木・寿・緑・ 本町・我孫子・布施・久 寺家・根戸・台田・船戸	高野山・柴崎・柴崎台・ 青山・青山台・南青山・ 白山・泉・栄・若松・天 王台・岡発戸・下ヶ戸・ 東我孫子	都・布佐・布佐平和台・ 布佐西町・江蔵地・新 木・新木野・南新木・古 戸・日秀・中里・中峠・ 中峠台・湖北台・都部・ 茨城県取手市取手及び 小堀地区

#### 4 水質状況及び水質管理上の問題点

我孫子市の水道水源は、河川水を水源とする北千葉系と地下水を水源とする湖北台系の2系統があります。

北千葉系は、江戸川（利根川水系）から原水を取水し、北千葉広域水道企業団で浄水処理された浄水を、妻子原浄水場及び久寺家浄水場で受水しています。

湖北台系では、市内10か所にある深井戸（取水井）から取水し、湖北台浄水場で浄水処理を行っています。

これらの2系統の水道水は、水源の違いなどにより水質に僅かに相違が見られます。

##### （ア）湖北台系

湖北台系では、原水の地下水は地質に由来するフミン質が多く、色度が高い特徴がありますが、水質は概ね良好で安定しています。

しかし、水質管理上注意すべき項目、浄水処理過程での消毒副生成物など注意すべき項目もあります。項目及び内容は下記のとおりです。

考えられる原水の汚染原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水系に生息する微生物（鉄バクテリア等）</li> <li>・地質に由来する物質（フミン質等）</li> </ul>
水質管理上注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色度、濁度、臭気、マンガン、フッ素、アンモニア態窒素、大腸菌、一般細菌、pH値、有機物（TOC）</li> </ul>
浄水場使用薬品、機材由来で注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臭素酸（原水中の臭化物イオンとオゾンが反応して生成される。また、次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含まれる場合がある）</li> <li>・塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムが分解して生成される）</li> <li>・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（高度浄水処理の活性炭濾過槽内での硝化細菌の働きにより原水中のアンモニア態窒素が硝化される）</li> </ul>

##### （イ）北千葉系

北千葉浄水場が水源としている利根川水系江戸川は、流域の都市化などによる影響で河川の水質改善が進んでいない状況にあり、異臭味対策等のための粉末活性炭処理が常態化しています。特にカビ臭や水道水の塩素消毒によって生じるトリハロメタン等の原因となる有機物などは、今までの処理方法では十分に除去することが出来ませんでした。水道を利用する方々がより安心して飲める良質な水道用水を安定的に供給するため、北千葉広域水道企業団では、平成26年12月から高度浄水処理を導入しています。

## 5 検査地点

(ア) 給水栓及び連続自動水質監視装置 (図 1 参照)

給水栓での検査及び連続自動水質監視装置による測定 (残留塩素、色度、濁度、水温、水圧) 場所は、下記のとおりです。

	名 称	住 所
給 水 栓	湖北台浄水場	湖北台 9 丁目 3 番 6 号
	久寺家あけぼの公園	久寺家 1 丁目 1 3 番
	船戸台子どもの遊び場	船戸 2 丁目 1 2 番
	滝前谷公園	高野山 3 番地 6 8
	青山台中央公園 (新規)	青山台 4 丁目 6 番
	新木児童公園	新木野 3 丁目 2 2 番
	平和台 3 号公園 (新規)	布佐平和台 3 丁目 9 番
	布佐 2 号公園	布佐 1 丁目 2 6 番
監 視 装 置	台田法花坊公園	台田 4 丁目 8 番
	No. 8 取水井戸 (敷地内)	中峠 3 0 5 1 番 1 (地番)
	新木石戸公園	新木野 4 丁目 3 9 番
	布佐酉町下公園	布佐酉町 6 6 番地

(イ) 浄水場の原水及び浄水

湖北台浄水場の浄水処理が適正に行われていることを確認するために、原水 (浄水場着水井) 及び浄水 (浄水場給水栓) で検査を行います。

## 6 検査項目及び検査頻度並びにその理由

水質検査項目及び頻度は、水道法施行規則第 15 条第 1 項により次のとおり定められています。

- 1 日に 1 回以上：色、濁り、消毒の残留効果
- 1 月に 1 回以上：水質基準の基本的項目 (一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物 (TOC)・pH 値・味・臭気・色度・濁度の 9 項目)
- 3 月に 1 回以上：基本的項目を除く水質基準の全項目

(ア) 浄水

A 水質基準項目 (表 1-1 参照)

水質基準項目 1、2、38 及び 46 から 51 までの 9 項目 (表 1-1 中、検査計画頻度が 12 の項目) は毎月検査します。

また、過去の検査結果が基準値の 1/2 以下で検査を省略できる項目、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下で 3 年に 1 回に検査頻度を緩和できる項目、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下で年 1 回に検査

頻度を緩和できる項目についても、水質が安定し安全であることを確認するため、検査の省略や頻度の緩和をせず、基本検査頻度は年4回ですが、本市では独自に年2回検査を加え年6回の検査を行います。なお、湖北台浄水場ではオゾンを用いた高度浄水処理をしているため、湖北台浄水場給水栓において、オゾン処理の副生成物である臭素酸を毎月検査します。

B 1日1回以上行う水質検査（表1-2参照）

色・濁りについては連続自動水質監視装置により、消毒の残留効果については連続自動水質監視装置及び浄水場出口において、常時測定・監視しています。

また、巡回点検時に実施の「色・濁り・消毒の残留効果」に関する検査の実施に併せて臭気についても確認を行います。

C 水質管理目標設定項目（表1-3参照、回数が0のものは検査対象外）

水質管理目標設定項目は年2回検査します。ただし、残留塩素は毎月検査します。

(イ) 原水

A 水質基準項目（表2-1参照、検査計画頻度が0のものは検査対象外）

水質基準項目1及び2は毎月検査し、項目9、11、38、46、47、及び49から51までの8項目は年4回検査します。また、項目3から8、10、12から20、32から37、及び39から45までの29項目は年1回実施します。

B 水質管理目標設定項目（表2-2参照）

農薬類について年1回検査を行います。

C 自主検査項目（表2-3参照）

嫌気性芽胞菌は毎月、アンモニア態窒素は年4回検査を行います。

## 7 臨時の水質検査

次のような状況になり、水道水が水質基準に適合しなくなる恐れが生じた場合には臨時の水質検査を行い、状況に合わせた浄水処理及び水質管理を行います。

- 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 水源に異常があったとき。
- 浄水過程に異常があったとき。
- 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき。
- その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査の自己/委託の区分ならびに水質検査方法

水道局では、「千葉県水道水質管理計画」に基づき、北千葉広域水道企業団に定期水質検査を委託しています。また、臨時水質検査については、検査を行う項目によって北千葉広域水道企業団、或いは他の水道法第20条に基づく水質検査機関に委託します。

また、水質検査方法については、厚生労働省令に規定されている方法等により実施しています。

## 9 公表及び検査計画の見直し

本計画及び本計画に基づいて実施した水質検査の結果については、水質基準との適合状況を含め、我孫子市水道局水道事業年報及びホームページ上で公表します。

なお、検査結果はホームページで年2回公表します（5月と10月に更新を予定し、2か年分を掲載）。

水質検査計画は水質基準に係る省令等の改正、検査結果及び水源の状況、並びに計画や検査結果へのご意見等を考慮の上、見直しを行っていきます。

## 10 水質検査結果の精度と信頼性の確保

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。検査委託先の北千葉広域水道企業団では検査精度に係る組織体制の整備を行い、内部精度管理及び国、千葉県等が実施する外部精度管理を通じて水質検査精度の向上と信頼性確保に努めています。水道局では、北千葉広域水道企業団との共同水質検査に係る業務契約書に基づき検査精度管理の状況を確認します。



## 1 1 関係機関との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、厚生労働省や北千葉広域水道企業団及びその構成事業体などと綿密な連絡調整を行い、水源水質の保全に努めるなど、安全でおいしい水の供給のために万全を期しています。

## 1 2 連続自動水質監視装置による24時間水質監視

我孫子市水道局では、市内4か所に連続自動水質監視装置を設置しています。この装置では、水道水の「色度」、「濁度」、「残留塩素濃度」、「水温」及び「水圧」の5項目について連続的に計測することが出来ます。これにより、配水管網における水道水質の基礎的性状についての監視を行い、良質な水道水を供給します。

## 1 3 放射性物質に関する検査

水道局では、東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応について、厚生労働省の指導（厚生労働省通知（平成24年3月5日付け健水発0305第2号）に基づき水質検査を行います。

(ア) 検査対象項目

放射性セシウム $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$

(イ) 採水地点

浄水については湖北台浄水場内給水栓にて、原水については湖北台浄水場内着水井水栓にて採水します。

(ウ) 検査頻度

厚生労働省通知（平成24年3月5日付け健水発0305第2号）「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき、原則として1か月に1回以上検査を行うこととされていますが、「十分な検出感度による水質検査によっても3か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3か月に1回減することができる。」とされています。我孫子市水道局では、平成23年3月24日からの検査結果において一度も検出されなかったことがないため、令和5年度より検査の頻度を見直し、浄水及び原水共に3か月に1回の測定を実施いたします。

(エ) 管理目標値

放射性セシウム $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ の合計量 10ベクレル/kg以下  
(検出限界値は、放射性セシウム $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ それぞれについて、1ベクレル/kg以下を確保することを目標とする)

(オ) 検査結果の公表

水道水中の放射能検査結果は、ホームページ上で公表します。

<問い合わせ先>

我孫子市水道局 工務課 水運用係

〒270-1166

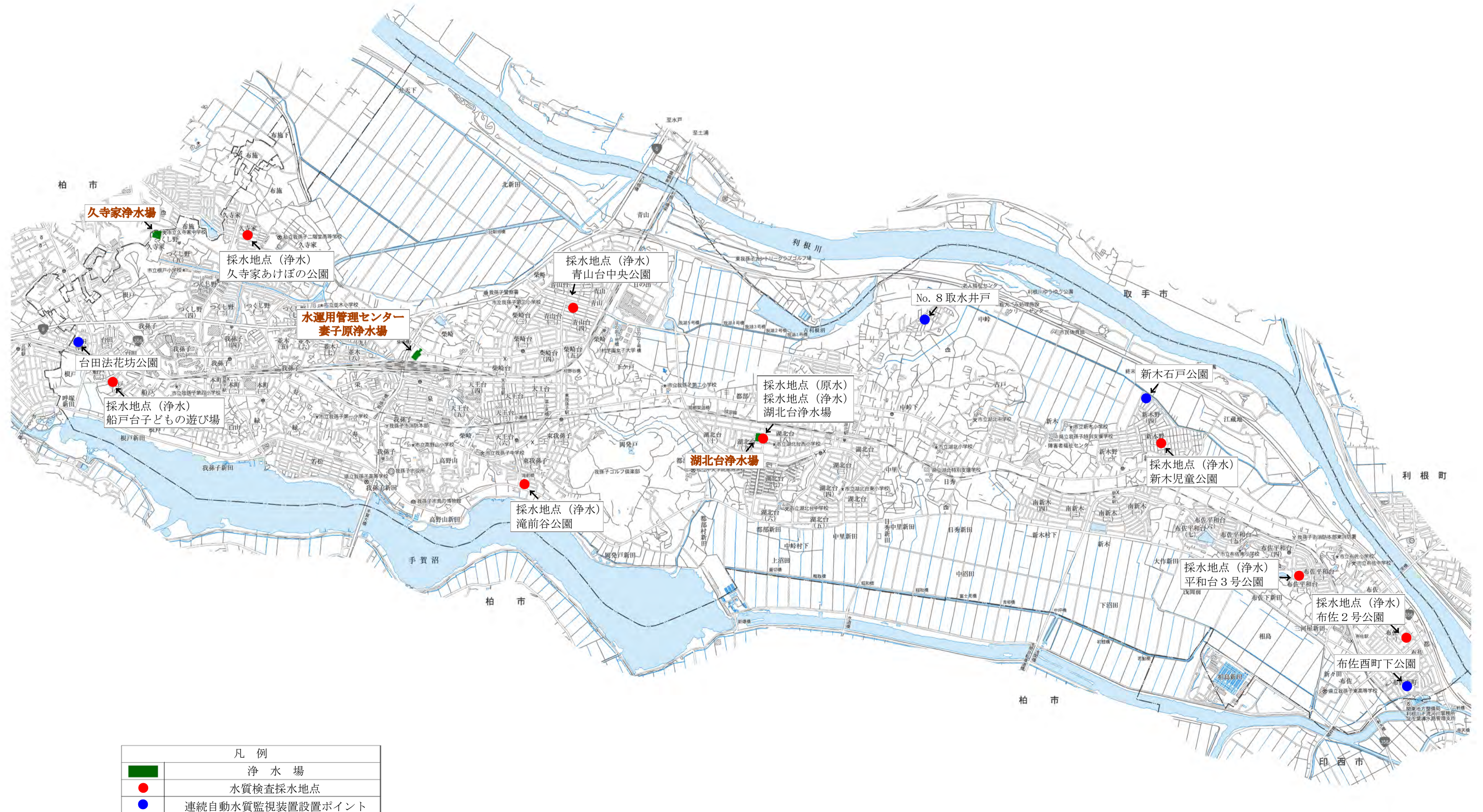
千葉県我孫子市我孫子1684番地

TEL: 04-7184-0267 FAX: 04-7184-0118

ホームページ <https://www.city.abiko.chiba.jp>



図1 水質検査ポイント及び連続自動水質監視装置位置図





# 令和5年度 浄水水質検査項目及び検査頻度

表1-1 水質基準項目

検査地点: 湖北台浄水場、給水栓(久寺家あけぼの公園、船戸台子どもの遊び場、滝前谷公園、青山台中央公園、新木児童公園、平和台3号公園、布佐2号公園)

緩和可能な検査頻度: 過去の検査結果から緩和される検査頻度

	基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値 ※1 (mg/L)	法定の 検査頻度	緩和可能な 検査頻度	検査計画頻度 (回数/年)	種 別		
1	一般細菌	100個/mL以下	0	月1回以上	月1回以上	12	細菌		
2	大腸菌	不検出	不検出			12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	無機物/重金属		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			6			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			6			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			3年に1回以上 ※3		6	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			6			
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.005未満			3年に1回程度 ※2		6	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			6			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			3月に1回以上		6	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	2.6			6			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.14			6			
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1未満			6			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			6			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			6			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満			3年に1回程度 ※2		6	一般有機物
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満						
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満						
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満						
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	3月に1回以上	6	消毒副生成物			
21	塩素酸	0.6以下	0.07						
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満						
23	クロロホルム	0.06以下	0.005						
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003						
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01						
26	臭素酸	0.01以下	0.008						
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.027						
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満						
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008						
30	ブロモホルム	0.09以下	0.005						
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満						
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満	3年に1回程度 ※2	6	着色			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.05						
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.06						
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満						
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	41						
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.007	年1回以上 ※4	6	着色			
38	塩化物イオン	200以下	44.1						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	110	月1回以上	月1回以上	12	味		
40	蒸発残留物	500以下	232						
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	味		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	原因藻類発生時期 に月1回以上	原因藻類発生時期 に月1回以上	6	カビ臭		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満						
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	3月に1回以上	3年に1回程度 ※2	6	発泡		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.9						
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.8	月1回以上	月1回以上 ※5	12	基礎的性状		
48	味	異常でないこと	異常なし						
49	臭気	異常でないこと	異常なし						
50	色度	5度以下	1.0						
51	濁度	2度以下	0.0						

※1: 過去3年間の最高値は、(湖北台浄水場、久寺家あけぼの公園、船戸台子どもの遊び場、滝前谷公園、新木児童公園、布佐2号公園)における定期検査結果の値。

※2: 過去の水質検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案してその全部または一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる(ただし、確認のため概ね3年に1回程度の頻度で検査)

※3: 過去3年間における水質検査の結果が水質基準値の1/10以下で、水源に水又は汚染物質を排出する施設の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合、検査頻度を3年に1回に緩和することができる。

※4: 過去3年間における水質検査の結果が水質基準値の1/5以下で、水源に水又は汚染物質を排出する施設の状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合、検査頻度を年1回に緩和することができる。

※5: 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。

※6: (12)は湖北台浄水場給水栓での検査回数(年12回)。その他給水栓での検査回数は年6回。

■は、検査頻度の緩和不可を示す。

## 令和5年度 浄水水質検査項目及び検査頻度

表1-2 1日1回以上行う水質検査

検査地点：連続自動水質監視装置(市内4か所)、浄水場出口、  
船戸台子どもの遊び場、布佐南公園

	基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	色	異常でない	366
2	濁り	異常でない	366
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	366

表1-3 水質管理目標設定項目

検査地点：湖北台浄水場給水栓(農薬類は湖北台浄水場着水井)

	項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)	種別
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	無機物/重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	2	
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	一般有機物
8	トルエン	0.4以下	2	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	2	消毒副生成物
10	亜塩素酸	0.6以下	0	
12	二酸化塩素	0.6以下	0	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下	2	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02以下	2	
15	農薬類(指標値)※1	和として1以下	1	農薬
16	残留塩素	1以下	12	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	0	味
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	0	着色
19	遊離炭酸	20以下	2	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	2	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	2	一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	2	味
23	臭気強度(TON)	3以下	2	臭気
24	蒸発残留物	30以上200以下	0	味
25	濁度	1度以下	0	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	0	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度とし、極力0	2	
28	従属栄養細菌	2000/mL以下(暫定)	2	細菌
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	0	着色
31	PFOS及びPFOA	和として0.00005以下	2	有機物質

は、検査対象外であることを示す。  
※1 農薬類の検査項目については、表2-2を参照のこと。

# 令和5年度 原水水質検査項目及び検査頻度

表2-1 水質基準項目

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	基準項目	基準値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	一般細菌	100個/mL以下	12
2	大腸菌	不検出	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1
8	六価クロム化合物	0.02以下	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1
14	四塩化炭素	0.002以下	1
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	1
20	ベンゼン	0.01以下	1
21	塩素酸	0.6以下	0
22	クロロ酢酸	0.02以下	0
23	クロロホルム	0.06以下	0
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0
26	臭素酸	0.01以下	0
27	総トリハロメタン	0.1以下	0
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0
30	ブromホルム	0.09以下	0
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1
38	塩化物イオン	200以下	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1
40	蒸発残留物	500以下	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1
42	ジェオスミン	0.0001以下	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001以下	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1
45	フェノール類	0.005以下	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	4
48	味	異常でないこと	0
49	臭気	異常でないこと	4
50	色度	5度以下	4
51	濁度	2度以下	4

は、検査対象外であることを示す。

表2-2 農薬類

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	基準項目	目標値 (mg/L)	検査計画頻度 (回数/年)
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	1
2	アシュラム	0.9	1
3	アセフェート	0.006	1
4	アラクロール	0.03	1
5	イミノクタジン	0.006	1
6	エスプロカルブ	0.03	1
7	エトフェンプロックス	0.08	1
8	オキサジクロメホン	0.02	1
9	カズサホス	0.0006	1
10	カフェンストロール	0.008	1
11	カルタップ	0.08	1
12	カルバリル(NAC)	0.02	1
13	キャブタン	0.3	1
14	グリホサート	2	1
15	グルホシネート	0.02	1
16	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
17	ジチオピル	0.009	1
18	ジメタメリン	0.02	1
19	ダイアジノン	0.003	1
20	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
21	チアジニル	0.1	1
22	チウラム	0.02	1
23	チオファネートメチル	0.3	1
24	テフリルトリオン	0.002	1
25	トリシクラゾール	0.1	1
26	トリフルラリン	0.06	1
27	ピラクロニル	0.01	1
28	フィプロニル	0.0005	1
29	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1
30	フェントエート(PAP)	0.007	1
31	フェントラザミド	0.01	1
32	ブタクロール	0.03	1
33	ブプロフェジン	0.02	1
34	フルアジナム	0.03	1
35	プレチラクロール	0.05	1
36	プロシミドン	0.09	1
37	プロチオホス	0.007	1
38	ブromモブチド	0.1	1
39	ベノミル	0.02	1
40	ペンシクロン	0.1	1
41	ペンディメタリン	0.3	1
42	ペンフラカルブ	0.02	1
43	ホスチアゼート	0.003	1
44	マラチオン(マラソン)	0.7	1
45	メコプロップ(MCPP)	0.05	1
46	メソミル	0.03	1
47	メタラキシル	0.2	1
48	メフェナセト	0.02	1

※ 農薬類の検査は、湖北台系の原水について実施する。

※ 検査項目については、設定114項目のうち、ゴルフ場及び農業での使用農薬48種を対象とする。

※ 一般的に化学物質は温度が上昇すると反応が促進されることから、水温が上昇する8月を検査月とする。

表2-3 自主検査項目

検査地点: 湖北台浄水場着水井

	項目	目標値	検査計画頻度 (回数/年)
1	嫌気性芽胞菌	検出されない	12
2	アンモニア態窒素	—	4

表3 令和5年度 月別検査項目一覧

採水場所	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		基 全 管 農 芽 ア 菌 臭
	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	原 浄	基 芽・ア	
原水	湖北台浄水場着水井	基・芽・ア	原・芽	基・芽	原・芽	基・芽	全・芽・ア	原・芽・農	基・芽・ダ	原・芽・ア	基・芽・ア	原・芽	基・芽	原・芽	基・芽・ア	原・芽	基・芽・ア	原・芽	基・芽	原・芽	基・芽	原・芽	基・芽	原・芽	臭
浄水 (給水柱)	湖北台浄水場	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	基・臭	全	臭
	久寺家あけほの公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭
	船戸台子どもの遊び場	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭
	滝前谷公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭
	青山台中央公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭
	新木児童公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭
	平和台3号公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭
布佐2号公園	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	基	全	臭	
基 全 管 農 芽 ア 菌 臭	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	臭
合 計	3	8	2	9	2	8	3	10	3	8	2	9	3	8	2	9	2	8	3	10	2	8	2	9	臭

基:基本項目(浄水9項目、原水10項目) 全:基準全項目(51項目、原水39項目) 管:水質管理目標設定項目(浄水のみの17項目) 農:農薬類 芽:嫌気性芽胞菌 ア:アンモニア態窒素 菌:一般細菌及び大腸菌 臭:臭素酸 ダ:ダイオキシン類

浄水

基本 9 項目 (毎月)	一般細菌 大腸菌 塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 味 臭気 色度 濁度 カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物 亜硝酸態窒素 シアン化物イオン及び塩化シアン 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 ホウ素及びその化合物 四塩化炭素 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン 塩素酸 クロロ酢酸 クロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 プロモジクロロメタン プロモホルム ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 陰イオン界面活性剤 ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール 非イオン界面活性剤 フェノール類
水質 基準 全項目 (6回/年)	アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール 遊離炭酸 1,1,1-トリクロロエタン メチル-tert-ブチルエーテル 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 臭気強度(TON) 腐食性(ランゲリア指数) 従属栄養細菌 1,1-ジクロロエチレン PFOS及びPFOA ※検査対象は27項目のうち上記17項目

原水

基本 10 項目 (4回/年)	一般細菌 大腸菌 塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 臭気 色度 濁度 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化物イオン及び塩化シアン フッ素及びその化合物 ホウ素及びその化合物 四塩化炭素 1,4-ジオキサン シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン 亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 カルシウム、マグネシウム等(硬度) 蒸発残留物 陰イオン界面活性剤 ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール 非イオン界面活性剤 フェノール類
全項目 (1回/年)	1,3-ジクロロプロペン(D-D) アシュラム アセフェート アラクロール イミノクタジン エスプロカルブ エトフェンプロックス オキサジクロメホン カズサホス カフェンストール カルタップ カルバリル(NAC) キャプタン クリホサート グルホシネート クロタロニル(TPN) ジチオピル ジメタメリン ダイアジノン ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート チアジニル チウラム チオファネートメチル テフリルトリオン トリシクラゾール トリフルラリン ビラクロニル フィプロニル フェントロチオン(MEP) フェントエート(PAP) フェントラザミド フタクロール フプロフェジン フルアジナム プレチラクロール フロシミン フロチオホス プロモブチド ベニミル ベンジクロン ベンチメタリン ベンツラカルブ ホスチアゼート マラチオン(マラソン) メコプロップ(MCPP) メソミル メタラキシル メフェオセット ※検査対象は114項目のうち上記48項目

《自主検査項目》  
 毎月検査  
 嫌気性芽胞菌  
 4回/年  
 アンモニア態窒素